

平成30年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成30年11月8日(木曜日)午後2時30分から午後4時45分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第65号) 青根小・中学校の学習環境のあり方について(教育環境部)

日程第 2 (議案第66号) 指定管理者の指定について(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)(学校教育部)

日程第 3 (議案第67号) 指定管理者の指定について(淵野辺公園他4施設)(生涯学習部)

日程第 4 (議案第68号) 指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他3施設)(生涯学習部)

日程第 5 (議案第69号) 指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場)(生涯学習部)

日程第 6 (議案第70号) 平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第2号)について(教育局)

日程第 7 (議案第71号) 平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について(教育局)

日程第 8 (議案第72号) 次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第73号) 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 10 (議案第74号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について(教育局)

4 . 報告案件

- 1 専決処分の報告について（学校施設課）
- 2 全国学力・学習状況調査の結果分析について（教育センター）
- 3 義務教育学校設立準備委員会設置について（学校教育課、学務課）

5 . 閉 会

出席者（6名）

教 育 長	野 村 謙 一
教育長職務代理者	永 井 博
委 員	大 山 宜 秀
委 員	永 井 廣 子
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香

説明のために出席した者

教 育 局 長	小 林 輝 明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	杉 野 孝 幸	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学
教 育 総 務 室 担 当 課 長 (人 事 給 与 班)	磯 見 学 俊	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	八 木 英 次
学 務 課 担 当 課 長	中 嶋 雅 樹	学 校 施 設 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 施 設 課 担 当 課 長	米 山 守	学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	細 川 恵
学 校 教 育 課 課 長 代 理	岩 崎 雅 人	学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 原 幸 雄
教 職 員 給 与 厚 生 課 長	佐 野 強 史	教 職 員 給 与 厚 生 課 担 当 課 長	山 口 幸 司
教 育 セ ン タ ー 所 長	松 田 知 子	教 育 セ ン タ ー 担 当 課 長	大 貫 努

学校教育部参事兼 相模川自然の村野外体験教室所長	宮 坂 賀 則	相模川自然の村野外体験教室 総 括 副 主 幹	奈 良 彰 久
文化財保護課長	関 み ど り	スポーツ課総括副主幹	山 崎 則 仁
スポーツ課主任	小 坂 虎 太 郎	図 書 館 長	岡 本 達 彦
図書館担当課長	郷 司 尚 子		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	永 澤 祥 代	教育総務室主査	山 本 彰 子

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、大山委員と永井廣子委員を指名いたします。

本日は、報道機関等から撮影等の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、撮影については会議冒頭のみ認めることとし、録音については認めることとします。

それでは、撮影をお願いいたします。

(撮 影)

青根小・中学校の学習環境のあり方について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 6 5 号、青根小中学校の学習環境のあり方についてを議題といたします。本議案につきましては、報告案件 3、義務教育学校設立準備委員会設置についてと関連がありますので、事務局から一括して説明を行い、審議をした後、議案第 6 5 号の採決を行います。

それでは、事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第 6 5 号、青根小中学校の学習環境のあり方について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、青根小中学校の取扱いに関する対応方針を提案するものでございます。

今回、提案いたします対応方針を議案にお示ししております。1 といたしまして、平成 3 2 年 3 月に青根小学校及び青根中学校を閉校し、同年 4 月に青野原小中学校で開設予定の義務教育学校へ移行する。2 といたしまして、青根中学校生徒は、平成 3 1 年 4 月から青野原中学校に通学することとし、平成 3 1 年度の 1 年間は、青根中学校を休校することとさせていただきます。

次に、これまでの検討経過等についてご説明いたします。

議案第 6 5 号参考資料 1 の 1 ページ、下段のスライド右下に番号の表示が、2 とござい

ますので、そちらをご覧ください。

青根地域につきましては、少子高齢化による児童生徒数の減少に伴い、青根小中学校のあり方について、地域の皆様により、平成27年6月から検討が行われてまいりました。平成28年11月に、本市に対し、地域と行政とで協議する場を設けてほしいことと、行政側の考え方を示してほしいことの2点の要望がございました。

この要望を受け、昨年8月に地域団体の代表者や学校関係者で構成する、青根小中学校の学習環境のあり方検討協議会を設立したものでございます。

次ページ上段、スライド番号3をご覧ください。

検討協議会における検討状況でございますが、検討協議会を7回、保護者との意見交換会を2回、地域説明会を1回開催するとともに、保護者アンケートを1回実施いたしました。

検討結果につきましては、参考資料2として配布しております、青根小中学校の学習環境にかかる検討、協議結果報告として取りまとめられ、本年10月1日に教育長に提出いただいたものでございます。この内容につきましては、既に教育委員の皆様には報告いたしましたとおりでございます。

下段のスライド番号4をご覧ください。

教育委員会からの提案内容でございますが、第1回検討協議会では、平成31年4月に青根小学校は青野原小学校と、青根中学校は青野原中学校との統合を提案いたしましたが、第5回検討協議会におきまして、児童が新しい学習環境に無理なく移行できるよう、事前の交流事業などを十分に確保することなどを考慮いたしまして、改めて、本日お示ししております対応方針と同じ内容を提案いたしまして、協議を重ねてまいりました。

次ページ上段、スライド番号5をご覧ください。

教育委員会からの提案に対する主な意見でございますが、太枠となっている内容のご意見が多くあったことを示しております。

まず、検討協議会では、統合に賛成として、学習環境面ではより大きな集団で仲間とのかかわり合いが必要、地域振興面では、統合後の跡地を活用した地域振興が必要とのご意見がありました。統合に反対として、学習環境面では現在、青根小中学校でよい教育活動が行われていることや、地域振興面では、地域の核である学校が統合することで地域が廃れることを心配するご意見がございました。共通した内容として、保護者の意見を大切にすべきとのご意見が多くございました。

次に、保護者の皆様からは、統合に賛成として、コミュニケーション能力をさらに伸ばし、より多くの様々な考えに触れるためには、集団で仲間とかかわり合いながら学校生活を送ることが必要なことや、高校受験や思春期を迎える中学生には、同級生と意見をぶつけ合い、切磋琢磨する機会や、親に話しづらいことを仲間に話したりする環境が必要との意見が多くありました。統合に反対として、青根小中学校で少人数の学級できめ細かな指導が行われることなど、よい教育活動が行われていることについてのご意見がございました。また、地域の皆様からは、統合後の地域振興や地域行事に対する不安についてご意見がございました。

このような状況を踏まえまして、検討協議会として1つの方向性に結論をまとめるのではなく、様々なご意見を整理する形での、いわゆる賛否両論での検討結果報告を行うことを、検討協議会で決定され、報告をいただいたものでございます。

では、市の対応方針についてご説明を申し上げます。次ページ上段のスライド番号の7をご覧ください。

教育委員会の基本的な考え方でございます。

まず、昨年3月に策定いたしました、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針でございますが、小学校11学級以下、中学校5学級以下の学校につきましては、過小規模校として優先的に課題解決に努めることとし、津久井地域については、通学区域が広いことなど地域性を考慮し、解決手法を検討することとしております。

次に、本年8月策定の相模原市小中一貫教育基本方針でございますが、9年間を見通す教育の発展した形で、義務教育学校の設置を検討することとしております。

下段のスライド番号8をご覧ください。

青根地域の子ども現状でございますが、本年5月1日現在で、青根小学校の児童数は7名、学級数は複式で2クラス。青根中学校の生徒数は4名、学級数は複式で1クラスとなっております。また、未就学児につきましては、10月1日現在で5名という状況でございます。

次ページ上段のスライド番号9をご覧ください。

こうした2つの基本方針や青根地域の子ども現状、検討協議会における検討協議結果を踏まえまして、庁内において検討を重ねた結果、対応方針の提案に至ったものでございます。この対応方針により、より大きな集団、仲間とのかかわり合いの中での学習環境を確保し、平成32年4月に開設予定の義務教育学校で、9年間を見通す教育を行うことに

より、子どもたちの教育環境の充実に取り組むものでございます。

下段のスライド番号10をご覧ください。

統合にあたっての課題と対応案等でございますが、統合に伴う様々な課題につきましては、基本的には、市内横断的に、必要な部署が連携して対応することとしております。

現在想定している主な課題でございますが、通学距離が長くなることから、スクールバスやタクシーの運行による通学環境の確保など、また、学習環境につきましては、児童生徒の環境変化に配慮するため、学校間等の緊密な連携や児童生徒のサポート体制の整備など、地域性を生かした教育課程の検討が必要と考えております。

次ページ上段のスライド番号11をご覧ください。

地域振興につきましては、青根小中学校が青根地域の核となっていることを考慮いたしまして、地域の皆様のご意見を伺いながら関係機関が緊密な連携を図り、閉校後の様々な対応などを行うものと考えております。

下段のスライド番号12をご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、本日も承認いただきました上で、保護者や地域の皆様へ丁寧にご説明させていただく予定でございます。また、相模原市立学校の設置に関する条例をはじめとする条例の改正が必要でございますことから、義務教育学校への移行に向けた検討状況などを踏まえながら、来年6月または9月の市議会に、条例改正などにつきまして提案を予定しております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

奥村学校教育部長 続きまして、報告案件3、義務教育学校設立準備委員会設置について、ご報告申し上げます。

恐れ入りますが、本日の一番最後の資料となります、義務教育学校設立準備委員会設置についてご覧いただきたく存じます。

はじめに、平成30年8月の教育委員会定例会にて策定いたしました、小中一貫教育基本方針についてでございます。本基本方針では、現在、市内全中学校区で行っている小中連携教育をステップアップさせ、子どもの未来を切り拓く力を、小学校と中学校が共に育てる9年間を見通す教育の推進を目指しており、その発展として、施設一体型の義務教育学校や施設併設型の小中一貫型小学校、中学校の設置を目指すと示しております。

次に、施設一体型の校舎を活かした青野原小中学校のこれまでの取組についてござい

ます。

青野原小中学校では、平成18年度より小中連携教育研究に取り組み、平成20年度からは小中一貫教育について、約10年間研究を進めてまいりました。現在では、図にありますように、小中学校共通の目指す青野原っ子像を設定しており、具体的には教員の相互乗り入れ授業、小中合同運動会、小中学校の縦割り活動、地域行事のあゆまつりへの参加や小中合同のPTA等に取り組んでおります。

研究成果として、全国学力学習状況調査における結果の一定の向上や、児童生徒の自己肯定感の高まりが見られているところでございます。また、学校からは、上級生は下級生の手本になろうとする意識が高まり、下級生は上級生への憧れの気持ちを持ち、児童生徒の規範意識が高まったと聞いております。

これまで、小中連携については、法律上一定の制限がございましたが、平成28年度に学校教育法の一部が改正され、義務教育学校の設置が可能となったところでございます。

資料の裏面をご覧くださいたく存じます。義務教育学校についてご説明いたします。

義務教育学校とは、1人の校長の下、9年間の一貫した教育を行う新たな学校となります。1年生の入学から9年生の卒業まで、9年間で育てる子どもの姿を設定し、切れ目のない連続した教育活動を実施いたします。

導入のメリットでございますが、現在は小学校6年間、中学校3年間の区切りですが、この区切りを4年、3年、2年とすることや4年、5年など、柔軟に設定することが可能となり、発達段階に応じた集団を形成して指導できるようになります。また、小学校高学年から中学校のような教科担任制を導入することや小学校低学年から、より充実した英語教育を実施することが可能になります。

これらのことから、青野原小中学校において、平成32年4月に相模原市第1号の義務教育学校への移行を検討することといたしました。

そこで、PTA役員や学校評議員、地域代表の方々に参加していただき、義務教育学校設立準備委員会を設置いたしました。その中で、学校名や独自の教育内容の編成などの検討を進め、より地域に根ざした新しい学校づくりを目指してまいります。

2枚目をご覧くださいたく存じます。

9月27日に第1回設立準備委員会を開催いたしました。資料1は、その設立準備委員会だよりとなります。11月5日には、第2回準備委員会を開催したところでございます。

以上で、義務教育学校設立準備委員会設置についての報告を終わらせていただきます。

野村教育長 事務局からの報告が終わりました。

説明にありましたとおり本件については、地域からのご要望を受けて、平成29年8月から検討協議会を設立いたしまして、地域、保護者の方々のご意見を伺いながら検討を進め、今日に至ったところでございます。

この経過につきましては、随時教育委員の皆様にもご報告を差し上げ、随所でご意見もいただいております。

それでは、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 検討協議結果の報告についてでございますが、検討協議会での意見が賛否両論ということがあり、1つの方向にまとめることができなかったということでしたが、もう少し時間をかけますと意見がまとまる可能性があったのでしょうか。

八木学務課長 この検討協議会につきましては、平成29年8月に設置をいたしまして、先ほど、教育環境部長が説明をさせていただいたとおり、これまで検討協議会を7回、保護者への意見交換会を2回、それから地域説明会を1回開催したほか、保護者へのアンケート調査も実施いたしました。この間、学校の統合に対する様々な賛否両論のご意見がございまして、議論がされたところでございます。

これらの経過を経まして、検討協議会において議論は尽くしたとの判断がなされまして、賛否両論、併記の検討協議結果報告とすることで意見が一致したものでございます。

大山委員 検討協議の過程の中で、特認校制度を導入してはどうかというような意見もあったようですが、これについてはどのように取扱いがなされたか、お教えてください。

八木学務課長 通学区域に関係なく、当該市町村のどの区でも学校の選択を認める、特認校制度の導入をしたらどうかというご意見がございました。これを踏まえまして、事務局の方で、他都市で既に特認校を導入している学校を複数視察させていただきました。その結果等として、他の学区から青根小学校への通学時間を考えますと、特認校制度の導入が困難である旨を、協議会の中で報告させていただきました。

平岩委員 今、大山委員からももう少し時間をかけて議論をすれば、ということがありました。地域の方々の学校に対する思いとか、あとは地域に対する思いがいろいろあるということは承知をしているのですが、今の説明を伺いまして、丁寧に説明などが進められてきたのだなと思っております。

あえて、改めて伺いますが、これまでの経緯の中で、特に課題とされたことですか、あと、今後進めていく上でのポイントなどがございましたら、教えてください。

八木学務課長 これまでも、検討協議会に教育委員会からの提案をさせていただくに当たりましては、課題等も含めまして、庁内の関係部局との協議を行ってきたところですが、このたびの検討協議結果報告書の提出をいただいた後は、庁内における会議を重ねまして、対応方針とそれに伴う課題について検討を行ったところでございます。その会議の中では、児童生徒の望ましい学習環境にかんがみまして、対応方針のとおり統合や休校が必要であることや、それを進めていく上では、児童生徒の通学手段の確保であるとか、地域振興策などが課題でございますから、関係機関が連携して取り組んでいく必要があることを確認いたしました。

平岩委員 再確認の意味を込めてということでお伺いいたしますが、学校の統合に対する地域の意見も賛否両論分かれています、これは伺っておりますが、教育委員会として今回の対応方針を決めた理由なのですが、改めてご説明ください。

八木学務課長 先ほど、教育環境部長も説明をさせていただきましたが、望ましい学校規模のあり方に関する基本方針における考え方や、青根小中学校の現在、そして今後の児童生徒数の状況を踏まえるとともに、検討協議会におきまして、当初より保護者の意見を大切にすべきであるという意見が一致しておりました。その中で、多数の保護者から、より大きな集団の中で学校生活を送る必要があるとのご意見をいただいたことも重く受け止めております。

以上でございます。

岩田委員 子どもの学習環境について3つほど質問させていただきます。

最初に保護者のアンケートの結果を見ると、要望事項として交流授業の充実と記載があるのですが、現在の青根小中学校と青野原小中学校のこれまでの交流の状況を教えてくださいませんか。

細川学校教育課長 これまでの交流状況についてでございます。

宿泊研修や修学旅行の合同実施を行ってきております。今年度につきましては、各学期に1回ずつの交流授業を実施していることと承知しております。

このほかにも一部の児童につきましては、青野原保育園をともに卒園し、児童クラブについて、津久井中央小学校にある児童クラブを利用している状況でございます。

岩田委員 2つ目なのですが、現在、青根小中学校ではよい教育活動が行われているという地域の方のご意見もある中で、今後、青野原小中学校と統合することによって、子どもの学習環境として、どんな効果が期待できるのかというところを教えてください。

細川学校教育課長 現在、青根小中学校では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導が行われていると承知しております。

ですが、日常的に児童生徒同士が多様な考え方に触れる機会は少ないと思われます。

引き続き、きめ細かな指導を行いながら、統合することによって、より多くの意見に触れ、多面的、多角的に考えを深めることが期待できます。

岩田委員 最後なのですが、やはり新しい学校に通うとなると、子どもたちの心理的な負担などにも配慮する必要があるかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

細川学校教育課長 確かに、子どもたちの環境の変化ということで、心理的な負担を感じる子どもたちもいるかもしれません。そういった子どもたちに対しての配慮についてございますが、学校間で連携を図りまして、児童生徒の情報を十分に共有するとともに、教職員の配置や様々な学校生活の場面で、必要に応じたサポート体制を検討する必要があると考えております。

永井（廣）委員 通学手段のことについてお聞きしたいのですが、スクールバスやタクシーなどを運用してということで、統合後の通学手段が検討されているようですが、やはり親としては、通学の安全とか時間が今までと大幅に変わるのではないかと、そういうことが心配なのですが、どのように決定していくのでしょうか。あと、青根中学校が休校となる平成31年度についても、生徒の通学手段がどうなるのかということをお聞きしたいです。

八木学務課長 委員のご指摘のとおり、お子さんたちが安全に通学ができるようにしなければいけないということがございます。

この通学手段の確保につきましては、現時点において決まっておりませんが、今後、保護者や地域の方々のご意見をいただきながら決定してまいりたいと考えております。

また、平成31年度の休校中の中学生の対応でございますけれども、人数も少ないことから、現時点ではタクシーによる送迎となる予定でございますが、これにつきましても、保護者のお考えを確認しながら決定してまいりたいと考えております。

永井（廣）委員 青根の地域振興についてちょっとお聞きしたいのですが、地域の皆様方が地域の核となっている学校がなくなってしまうことについて、ご心配の声が上がっているようですが、今後の地域振興についてどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

八木学務課長 地域振興という問題に限らず、統合に関係します諸課題につきましては、どこがということではなく、庁内の会議の中でも庁内横断的に、協力をしあいながら必要な部署が連携をして、地域の方々の意見をしっかりと伺いながら対応していく、このようなことは確認しているところでございます。

野村教育長 今、質問がありました地域振興については、当然、地元である緑区役所、それから津久井まちづくりセンター、ここがコアになって、地域の方のご意見を聞きながら、望ましい将来のあり方というものと一緒に考えながら、今後いろいろな企画をつくっていくことになると考えています。

このことについては、今、緑区役所と申し上げましたが、経済部も含めて、市全体で取り組むものだという、そうした共通の認識は、これまでの会議の中で市として作り上げてきたところでございます。

永井教育長職務代理者 先ほども出たのですが、保護者の反対意見の方で、現在の青根小中学校ではよい教育活動が行われているという、こういう表現がございました。

一般的に考えると、人数が少ないということで、一人ひとりについてよく目が行き届く、これはいい教育だなと私は思いますが、ここで言われている現在のよい教育活動が行われているというのは、今言ったようなことのほかに何かあるのかどうか、どのような話がされたかお聞きします。

八木学務課長 協議会の中でもご意見が出ております。青根地域につきましては、運動会であるとか文化祭であるとか、このような学校行事に地域の方々が積極的にかかわっていただいております。

地域全体で子どものすこやかな成長に協力をいただいております。こういった面は、青根の素晴らしいところであると認識をしております。

永井教育長職務代理者 今までの資料等、あるいはお話を聞かせていただいて、大切にしなければいけないことというのは、やはり子どもたちのことかなと思っています。

学校においては、ある人数の集団規模がないと、なかなか個別では限界があるように私も思います。切磋琢磨のような言葉もありますが、大勢の中で子どもたちは、いろいろな教育活動の中でやりとりがあって、嫌な思いをすることもあるかもしれませんが、腹を抱えて大笑いをすることもあるかもしれません。こういう経験が子どもたちの力になるのだと私は信じています。そのような学習環境をつくっていくことは、やはり大切なのではないのでしょうか。

言葉を言いかえれば、今までとても丁寧に説明等、あるいは話し合い等がされてきており、子どもたちの学びということを考えると、今回のような方向性になるのではないかと考えます。

もう1つ、義務教育学校ですが、本市では初めてになります。全国的には先行しているところもあるようですが、多分、キーワードは地域とともにということだと思います。地域の声をいかに反映させながら、いい学校を作っていくかということです。もう準備会等が始まっているようですが、さらに手厚いといいますか、より丁寧な議論を進めていっていただきたいなと思います。

以上です。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決に入ります。

議案第65号、青根小中学校の学習環境のあり方についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

ただいま多くの委員から、ご質問とご意見をいただきました。事務局の説明と重なりますが、これまでの青根小中学校の一人ひとりを大事にする教育、また地域のいろいろな温かいご支援をいただいて支えられてきた教育、このことについては私をはじめ、教育委員会は、十分認識をしているところでございます。

その中で、今意見が交わされましたように、より多くの仲間とのかかわりの中で、多様な考えに触れる、またはお互いを認め合うという、多くの仲間と触れ合う中でしか得られない、こうした学習環境を大事にしようということを重視した対応方針でございます。

それからあわせて、今、永井教育長職務代理者からもお話がありましたが、統合を考えている青野原小中学校においては、本市で初めてとなる義務教育学校の設置を考えております。

9年間を見通す中で、学習の問題、それから人間形成、それぞれの分野で、市としては先進的な教育活動をここで実施しようと考えており、子どもたちの学習環境の充実を図りたいということでございます。

以上で、議案第65号の採決が終わりましたので、ここで10分程度の休憩をさせてい

ただき、職員等の入れ替えをいたします。再開は午後 3 時 15 分といたします。

(休憩・ 15 : 05 ~ 15 : 15)

指定管理者の指定について

(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)

指定管理者の指定について(淵野辺公園他 4 施設)

指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他 3 施設)

指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場)

野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 2、議案第 66 号から日程 5、議案第 69 号、指定管理者の指定については関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 議案第 66 号から議案第 69 号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

指定管理者制度は、地方自治法に基づく公の施設について、議会の議決を得て指定される指定管理者に、管理運営を委任する制度で、民間のノウハウを活用して、施設を活用した新たな事業やサービスの提供のほか、効果的な管理を行うことを目的としており、相模原市では試験導入を経て、平成 18 年度から本格的に導入をしております。

議案第 66 号から議案第 69 号までにつきましては、本年度末に現在の指定管理期間が終了する教育委員会所管施設について、市議会 12 月定例会において指定管理者の指定に係る議案を 4 件提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長に意見を求められたため、同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第 66 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく提案するものでございます。

指定管理者は、西洋フードコンパスグループ株式会社で、指定期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まででございます。

西洋フードコンパスグループ株式会社の概要につきましては、議案の次のページ、議案

第66号関係資料その1にお示したとおりでございます。

おめくりいただきまして、議案第66号関係資料その2をご覧ください。

指定管理者選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点であったこと、(2)各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。(2)指定管理者の公募でございますが、ウの申請の受付のとおり、2団体から申請がございました。(4)選考でございますが、申請があった団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き開催された選考委員会において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。評価基準、評価結果につきましては、4ページのイに記載のとおりで、候補団体の合計得点は480点満点中の383点でございました。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

長谷川生涯学習部長 続きまして、議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、淵野辺公園他4施設の指定管理者を指定いたしたく、提案するものでございます。指定管理者は淵野辺公園グループ運営共同企業体で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

淵野辺公園グループ運営共同企業体の概要につきましては、次のページの議案第67号関係資料その1にお示したとおりでございます。構成員は、公益財団法人相模原市まちみどり公社、東海体育指導株式会社、株式会社パティネレジャー及び美津濃株式会社でございます。

7ページをご覧ください。

議案第67号関係資料その2でございます。指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。(2)指定管理者の公募でございますが、ウの申請の受付のとおり、1団体から申請がございました。(3)選考でございますが、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き開催された選考委員会において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。イの評価基準、評価結果につきましては、8ページ

に記載のとおりで、候補団体の合計得点は600点満点中の433点でございました。

以上をもちまして、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市立総合体育館他3施設の指定管理者を指定いたしたく提案するものでございます。指定管理者は、総合体育館グループ運営共同企業体で、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

総合体育館グループ運営共同企業体の概要につきましては、次のページ、議案第68号関係資料その1にお示したとおりでございまして、構成員は、公益財団法人相模原市まちみどり公社、株式会社明治スポーツプラザ及び株式会社フクシエンタープライズでございます。

5ページをご覧ください。

議案第68号関係資料その2にございます、指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。(2)指定管理者の公募でございますが、ウの申請の受付のとおり1団体から申請がございました。(3)選考でございますが、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き開催された選考委員会において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。イの評価基準、評価結果につきましては、6ページに記載のとおりで、候補団体の合計得点は600点満点中の410点でございました。

以上をもちまして、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市立総合水泳場の指定管理者を指定いたしたく、提案するものでございます。指定管理者は、静岡ビル保善コナミスポーツグループで、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

静岡ビル保善コナミスポーツグループの概要につきましては、次のページの、議案第69号関係資料その1にお示したとおりでございまして、構成員は、静岡ビル保善株式会社及び株式会社コナミスポーツクラブでございます。

4ページをご覧ください。

議案第69号関係資料その2をご覧ください。

指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)か

ら（３）に記載のとおりでございます。

２の選考までの経過でございますが、（１）指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。（２）指定管理者の公募でございますが、ウの申請の受付のとおり、２団体から申請がございました。なお、候補団体以外の申請団体につきましては、（３）にお示ししたとおりでございます。（４）選考でございますが、申請のあった２団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き開催された選考委員会において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。

５ページをご覧ください。

イの評価基準、評価結果につきましては記載のとおりで、候補団体の合計得点は６００点満点中の４６６点でございました。

６ページをご覧ください。

候補団体以外の申請団体の合計得点は、（イ）に記載のとおり４６４点でございました。

以上で、議案第６６号から議案第６９号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 指定管理者の指定に係る議案の説明が終わりました。ご質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

岩田委員 それぞれの評価基準、評価結果というところの配点されているところから、それぞれの指定管理の得点のところマイナスのスコアを見ると、例えば、最初の議案第６６号のマイナスポイントが高いところで、市民サービス水準の確保及び向上というのがマイナス１１ポイントだったり、一番最後の経費的效果というのがマイナス１９ポイントだったりします。これはあまり項目によって重みづけはしていないのかもしれませんが、横並びに見ていくと、経費的效果というのが議案第６６号はマイナス１９ポイントで、議案第６７号はマイナス２６ポイントで、議案第６８号はマイナス２４ポイントで、最後の議案第６９号はマイナス３９ポイントになります。今後、これを指導していくとか、見ていくときに、やはり市民サービスの水準及び確保向上というところが、それぞれ２けたのマイナスになっていたり、経費的效果のマイナス値が、どの団体もちょっと高めなので、この合計点で見ていくのも選ぶときには１つ大事ですが、中身も精査をしていくということも大事かなと、感想を持ちました。何か、そういう説明があればいただきたいのですが。

野村教育長 評価基準の市民サービスの部分で、低い点数ばかりが見られていることにつ

いての質問ですが、この辺について、事務局から説明がありますか。

山崎スポーツ課総括副主幹 評価のお尋ねですが、まず事業計画や管理を行う能力の評価につきましては、採点の仕方として、配点の半分の得点で、評価項目の基準を満たしております。そのため、得点が配点の50%を超えていれば、まずは管理をしていただく最低限の基準を満たしているという評価の仕方でございます。

それから、もう1点、経費的效果がかなり低いというご指摘だったと思いますが、経費的效果につきましては、どちらかと言いますと、相対評価のような採点の仕方につきまして、競合団体との比較の中の点数になります。市が募集要項でお示しする上限額、これはクリアしているものを前提とした中で、競合相手との相対評価で採点しておりますので、こちらの点数につきましても、市がお示しする業務基準や評価を満たしているところでございます。

岩田委員 競合相手がいると相対評価は可能ですが、1つのときにはどうするのですか。

野村教育長 今回、1社だったところがありますよね。

長谷川生涯学習部長 経費的效果の採点のところでは、1社だった場合は、40点満点中20点という点数を自動的に配分する形になります。

野村教育長 今の委員の質問の趣旨は、市民サービス水準といえは、1番重視しなくてはいけない項目であり、そういう部分が配点に対して、高くない状況についての指摘だと思うのですが、どうでしょうか。

長谷川生涯学習部長 選考においては、市民サービスの向上に寄与していただく団体を選考したいという基本的な考え方は、もちろん持っているところでございます。

そういった中で、この採点の仕組みの話になりますが、基準をクリアしていると一重丸、優れている場合には二重丸という評価を基礎として、項目ごとに丸や二重丸の数に応じてSからA、B、Cというような評価をして、その結果を得点に反映させております。

ですから、満点に近い点数は、全て二重丸がつくようなS評価が出ないと、なかなかつきにくい、そういう採点方法になっております。

今回の選考における最低基準得点は、満点中の6割という基準を定めた上で、選考を行ったところでございます。

今回、ご応募いただいた団体につきましては、審査の中でもそれぞれの団体独自の発想に基づく事業の提案や、またこれまでの管理実績に基づく提案などもございまして、いずれも任せるに足りる団体であると、選考委員会の中でも評価がされたところでござい

ます。

以上です。

岩田委員 これはもう、パッケージとして評価基準ができていますので、今回は特に何か意見を言うものではないのですが、市民サービスについて、きちんとやっているのであれば、このようなマイナスが高くないような形になるよう、この評価基準をもう少し工夫された方が誤解がないのかなと思いました。

野村教育長 ご指摘はごもっともです。特に、市民サービスの部分は、選考の後も市が求める水準より高いところを目指して事業者に対して協議し、これはできないのかとか、そういったことを話し合っ、少しでもいい事業に持っていく、それが不可欠だと思うのです。ぜひその辺はちょっと考えてもらいたいと思います。

長谷川生涯学習部長 今回の候補団体につきまして、議会の承認をいただき正式に決定した場合は、提案したこと、いただいたことが本当にそのとおり実現していただけるように、事前に十分な打ち合わせ等をしてまいります。

また、毎年1度はモニタリングということで、外部の委員を交えた評価のための会議を開いております。そういった中で、団体の自己評価、それをもとにしてさらに市としての評価も改めて行ってまいります。

そういった中で、よりよい管理運営に向けて、市と団体がともに手を携えて努力していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

大山委員 議案第66号から議案第69号の指定管理者の中で、今の管理者と今回の管理者が変更になったとか、あるいは企業体の一部変わったとか、全く変わらなかったとか、何か変化があればお教えいただきたい。

宮坂相模川自然の村野外体験教室所長 議案第66号の団体でございますが、変わることはございませんでした。

野村教育長 議案第67号以降の案件についてはどうですか。

山崎スポーツ課総括副主幹 スポーツ施設も、全て現行の指定管理者と同一でございます。構成団体も含めて同一でございます。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。採決は個別に行います。

はじめに、議案第66号、相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室に係る、指定管理者の指定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第66号は可決をされました。

次に、議案第67号、淵野辺公園他4施設に係る、指定管理者の指定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決をされました。

次に、議案第68号、相模原市立総合体育館他3施設に係る、指定管理者の指定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第68号は可決をされました。

次に、議案第69号、相模原市立総合水泳場に係る、指定管理者の指定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第69号は可決をされました。

平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第2号)について

平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第3号)について

野村教育長 では、続きまして、日程6、議案第70号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第2号についてと日程7、議案第71号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第3号については関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。

では、事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第70号及び議案第71号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、それぞれ相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、議案第70号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、

第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第70号別紙をご覧くださいと存じます。

上段の表、1歳出についてでございますが、款55災害復旧費、項2災害復旧費、目20文教施設災害復旧費につきまして、台風24号による、小中学校をはじめとした、文教施設に対する被害の復旧に要する経費として、補正前の歳出予算額700万円に5,273万円を追加し、計5,973万円とするものでございます。

次に、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。

下段の、款90市債、項5市債、目43災害復旧債の、文教施設災害復旧債についてでございますが、文教施設の災害復旧事業にかかる財源として、記載するものでございます。

以上で、議案第70号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第71号別紙をご覧くださいと存じます。

まず、1歳出についてでございます。款50教育費、項10小学校費、目20学校建設費につきまして、補正前の歳出予算額21億5,308万円に17億400万円を追加し、計38億5,708万円とするものでございます。

次に、項15中学校費、目20学校建設費につきまして、補正前の歳出予算額21億9,334万円に500万円を追加し、計21億9,834万円とするものでございます。

次に、補正予算の具体的な内容でございます。下段の表をご覧くださいと存じます。

項10小学校費でございますが、説明欄1、小学校校舎等整備事業につきまして、児童生徒等の熱中症対策などのための空調設備設置及び倒壊の危険性があるブロック塀対策を実施するものでございます。(1)空調設備整備事業につきましては、普通教室の空調が未設置である小学校26校において整備いたしまして、全小中学校において整備を完了させるものでございます。

項15中学校費でございますが、説明欄1、中学校校舎等整備事業につきまして、倒壊の危険性があるブロック塀対策を実施するものでございます。

次に、関連する主な歳入につきまして、ご説明申し上げます。

別紙2ページをご覧くださいと存じます。

上段の、款55国庫支出金、項10国庫補助金、目45教育費国庫補助金の小学校建設

費補助金及び中学校建設費補助金につきましては、空調設備整備事業及びブロック塀の復旧事業の実施に当たり、国の臨時特例交付金を見込むものでございます。

下段の、款 90 市債、項 5 市債、目 40 教育債の小学校整備債及び中学校整備債につきましては、空調設備整備事業及びブロック塀の復旧事業に係る財源として記載するものでございます。

なお、臨時特例交付金等の増額に伴いまして、当初見込んでいた一部の歳入予算につきましては、それぞれの項目について減額を行うものでございます。

次に、関連する繰越明許費につきまして、ご説明申し上げます。

別紙 3 ページをご覧くださいと存じます。

款 50 教育費でございますが、小学校への空調設備整備事業につきまして、平成 31 年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正についてでございます。

相模川自然の村、相模川自然の村野外体験教室指定管理経費ほか 3 件につきまして、いずれも先ほどご審議いただきました、指定管理者の指定に伴い、平成 30 年度から平成 35 年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第 70 号及び議案第 71 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

平岩委員 議案第 70 号の文教施設災害復旧費についてですが、少し具体的な内容を教えてください。

米山学校施設課担当課長 今回、学校施設課分、文化財保護課分、スポーツ課分とございまして、学校施設課分で申し上げますと 28 件。主にはフェンス、屋上フェンス、それと校庭などの外周フェンスなどが破損し、修繕に要するもので、約 4,200 万円を計上するものでございます。

学校施設課分については以上です。

関文化財保護課長 文化財施設につきましては、旧中村家住宅の長屋門が屋根等、南側の漆喰壁面が被害を受けております。もう 1 件が旧笹野家住宅の母屋、長屋門、附属建物破損等でございます。

以上でございます。

山崎スポーツ課総括副主幹 スポーツ課分につきましては、昭和橋の河川敷にあります、

スポーツ広場が冠水いたしまして、そちらのグラウンドの不陸整正等を行うものでございます。

以上でございます。

野村教育長 主な説明は今のとおりです。

従来からご説明させていただいておりますが、議案71号の案件については、空調設備を1年前倒して、全ての学校につけるということでの予算対応です。

大山委員 ちょっと災害復旧費でお尋ねしたいのですが、ほとんどが今回、歳入は市債ということで出されたのですが、後ほど、災害復旧費のような名目で、国からの補助金というのはあるのでしょうか。

米山学校施設課担当課長 国から今、調査がございまして、一部国庫の方に申請しているものがございまして、まだそこは未確定でございますので、今回は計上されておられません。今後もし、内示等あれば、組み換えというような形になります。

大山委員 可能性としてはあるということですか。

米山学校施設課担当課長 学校施設の分についてはございます。

以上です。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑がありませんので、これから採決を行います。

はじめに、議案第70号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第2号についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第70号は可決されました。

次に、議案第71号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第3号についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第71号は可決されました。

次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問について

野村教育長 引き続き、日程8、議案第72号、次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第72号、次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、次期相模原市図書館基本計画の策定に当たり、図書館法第14条第2項の規定により、相模原市立図書館協議会に諮問いたしたく、提案するものでございます。

諮問理由でございますが、本市では、相模原市図書館基本計画を平成22年3月に策定し、市民や地域に役立つ図書館を基本理念として掲げ、図書館施策を推進してまいりました。

少子高齢化や高度情報化、国際化の急速な進展など、暮らしを取り巻く環境が大きく変化するとともに、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支える図書館の役割は、さらに重要性を増しております。

本市としては、社会状況の変化や市民ニーズに的確に対応するため、平成31年度で終了する現計画に続き、次期相模原市図書館基本計画を策定し、効果的で計画的な施策や事業展開を図っていく必要があります。

このため、計画の策定に当たり、幅広く、また専門的な視点からの意見等を求めるため、相模原市立図書館協議会に諮問するものでございます。

次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問につきまして、2枚目の議案第72号参考資料によりご説明いたします。

策定の背景、目的につきましては、諮問理由にて説明させていただいたとおりでございます。

次に、次期図書館基本計画の方向性についてですが、現計画の基本的な考え方を継承しつつ、社会状況の変化や市民ニーズへ対応し、本市の特性に応じた施策を盛り込むとともに、これまで検討を進めてきた中央図書館機能のあり方をお示しするものと考えております。

次に、策定体制についてですが、策定に関する審議及び連絡調整を行うため、庁内に相模原市図書館基本計画検討会議を設置するとともに、検討会議に付議する事案の調整等を行う下部組織として、検討会議ワーキンググループを設置いたしました。

また、市民の皆様に対しまして、アンケート調査やパブリックコメント等を実施し、ご意見を反映させていくとともに、相模原市立図書館協議会に諮問し、ご意見を求めてまいりたいと考えております。

裏面をご覧ください。

次に、4の計画期間でございます。

次期総合計画や次期教育振興計画との整合を図り、平成32年度から平成39年度までの8年間といたしますが、社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画期間の途中であっても、中間見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、策定スケジュールについてですが、11月下旬から12月にかけて、利用者アンケートや関係団体等のヒアリングを実施いたします。今年度におきまして、アンケート調査等の取りまとめ、分析結果をもとに骨子案の検討、作成までを予定しております。来年度におきましては、4月から計画案の検討作成を進め、6月から7月ごろには、教育委員の皆様にも素案を提示し、ご意見をいただきたいと考えております。

9月ごろに図書館協議会から答申をいただき、庁内会議や教育委員会を経て、12月にパブリックコメントの実施を予定しております。教育委員会3月定例会においてご承認をいただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

ここで策定する計画というのは、今の時代に即した市民のニーズに、極力合致したような図書館を作っていこうと進めるわけでありまして、学識経験者の方を含めた図書館協議会とともに、多くの市民のアンケートですとか、関係団体等からの意見を考慮する中で定めていく流れでございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑がございませんので、これより採決を行います。

議案第72号、次期相模原市図書館基本計画の策定に係る諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第72号は可決されました。

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

野村教育長 次に、日程9、議案第73号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 議案第73号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、提案の理由でございますが、本件は本市人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに、国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに初任給調整手当に係る規程の改正、その他所要の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました、議案第73号関係資料の3ページをご覧くださいと存じます。

今回、意見聴取の対象となります、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、教育職給料表及び学校事務職給料表について、本市人事委員会の職員の給与等に関する勧告等を勘案し、給料月額を引き上げるものでございまして、教育職給料表の適用を受ける校長や教諭につきましては、平均改定額500円、改定率にいたしますと平均0.15%の増額改定、また、学校事務職給料表の適用を受ける学校事務職員につきましては、平均改定額606円、改定率にいたしますと平均0.22%の増額改定を行うものでございます。

次に、2の施行期日等につきましては、平成30年12月1日とするものでございますが、ただいまご説明いたしました、1の(3)の規定につきましては、平成30年4月1日にさかのぼり適用とするものでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第73号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第73号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に、日程10、議案第74号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

杉野教育総務室長 それでは、議案第74号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の職員に対する期末手当並びに、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職に関する期末手当の支給割合を改定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

2枚目の議案第74号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の改正内容についてでございますが、教育長を含む市長等常勤の特別職に関する期末手当の支給割合を年間3.3月から3.35月に0.05月の引き上げを行うものでございます。

改定後の欄の上段は、平成30年度の支給割合を、下段につきましては、平成31年度以降の支給割合を記載させていただいているものでございます。

平成30年度と平成31年度における6月期及び12月期、それぞれの支給割合の相違につきましては、平成30年度の6月期は既に支給済みであることから、0.05月の引き上げ分を12月期で調整させていただきまして、平成31年度以降につきましては、その引き上げを6月期と12月期に分けて調整させていただいているものでございます。

2の施行期日についてでございますが、平成30年12月1日を本条例の施行期日とし、平成31年度以降の期末手当の支給割合に係る規定につきましては、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。この件につきまして、質疑、ご意見がありましたらお

願います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、これから採決を行います。

議案第74号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第74号は可決されました。

それでは、ここで職員の入替えがありますので、5分程度休憩をとります。午後4時10分に再開いたします。

(休憩・16:04～16:12)

専決処分の報告について

野村教育長 では、休憩前に引き続き、会議を続けます。

ここから報告案件に入ります。

報告案件1、専決処分の報告について、事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の規定により、工事請負契約の変更について専決処分をさせていただきましたので、本日ご報告いたしました上で、12月市議会定例会議において報告をするものでございます。

内容につきましては、お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

該当の工事請負契約でございますが、平成30年6月29日相模原市議会定例会6月定例会議において議決をいただきました、市立弥栄中学校A1棟校舎改造工事でございます。

2枚目の専決処分書関係資料をご覧ください。

工事場所は案内図の斜線の箇所、市立弥栄中学校、工事の名称、契約の相手方等は下段の表のとおりでございます。

専決処分書にお戻りいただきたいと存じます。

今回の変更事項でございますが、契約金額、3億5,640万円を、3億8,211万480円に変更し、2,571万480円の増額になったものでございます。

変更の理由でございますが、(1)グラウンドの再整備工事に当たり、グラウンド面の

地盤を掘削したところ、当初想定していたよりも高い密度で石が混入しており、土を入れ替える工法としたことから、これに係る費用として、2,564万6,011円を増額する必要が生じたこと。(2)雨水貯留浸透施設の設置工事に当たり、設置面の地盤を掘削したところ、コンクリート構造物が存在していたことから、その処分に係る費用として6万4,469円を増額する必要が生じたことで、これらの理由により、契約金額を変更したものでございます。

変更金額が議決契約金額の1割以内で、あらかじめ市長に委任された範囲内でありますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で、専決処分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問、意見があればお願いいたします。

岩田委員 一般的なこととして聞きたいのですが、事前に契約をするときに、土地の下に石があるとか、コンクリート構造物があるとか、あまり調べないで契約をするものなのでしょうか。

小杉学校施設課長 今回の工事につきましては、グラウンドの石を除去するという設計をしておりました。石の設計につきましては、すきとりという形で、上の表層の土をかき出すという施工を行うことで対応をするのですが、一般的にすきとりの場合は、試掘という作業を行わず、上だけの土を取ることですので、深くに石が埋まっているということはあまり問題にならないのです。

ところが、そのすきとりをやった段階で、砂利がたくさん出てきたということで、土をかき出してから上に土を載せるという作業を行うことになってしまったわけです。

土地の履歴といたしましては、こちらは米軍のキャンプ淵野辺がありまして、その前は、戦中は陸軍の施設がございました。昭和49年に相模原市に返還されて、昭和54年にこの学校ができたわけですが、その建設の際には、もともとあった建物を除去して、その上に土をかぶせて、それからグラウンド使いをしていたという経歴があったようです。長年の雨とかそういったもので、土が徐々に流れ出して、いつしかその砂利敷の部分が出てきたということで、今回はその砂利というか、石をすきとるという作業を見ていたことが、試掘をやらなかった理由ということになります。

以上です。

永井(廣)委員 そうしましたらこれは、その前にグラウンドを一番最初に整備した業者

が悪かったというわけではなく、自然に土などが減ってしまったという、それだけのことなのでしょうか。

小杉学校施設課長 昭和54年からどれくらい土を盛られたかという記録はわかりませんが、ただ、ほかの学校でも、グラウンドの土が流れて側溝にたまって、側溝の土をかき出して、また土を盛ってまた土が流れるということが起きていることから、やはりこちらについても、新しく土を入れたという経過がございませんので、どんどん土が流れて、それで石が出てきたということになったのだと予想しております。

以上です。

野村教育長 ほかにはよろしいでしょうか。ございませんか。

(「はい」の声あり)

全国学力・学習状況調査の結果分析について

野村教育長 それでは、報告案件2に入ります。

全国学力学習状況調査の結果分析について、事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 全国学力学習状況調査の結果分析につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、今年度の全国学力学習状況調査の結果分析について報告するものでございます。恐れ入りますが、A4版の資料、相模原市の結果概要をご覧いただきたいと存じます。

こちらの概要版は、結果や分析のポイントを簡潔に示したもので、表面には教科に関する調査の結果を、裏面には児童生徒に対する質問紙調査の結果を掲載しております。

また、A3版の資料につきましては、国語、算数、数学、理科、質問紙の結果分析を掲載しております。

本結果分析につきましては、今後、市ホームページに公表いたします。また、教育委員会では、既に校長会と連携して、具体的な取組を進めているところでございまして、教職員の意識向上や授業改善に向け、努めているところでございます。

詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

松田教育センター所長 結果分析の詳細についてご説明いたします。

A3版の資料をご覧ください。

1枚目が国語、2枚目が算数、数学、3枚目が理科、4枚目以降が学校と児童生徒への質問紙となっております。

各教科ともに全国と比較し、概ねできている問題と課題が見られた問題、質問紙とのクロス集計を掲載しておりますが、本日は全体の傾向及び児童生徒質問紙と平均正答率のクロス集計の結果を中心に説明申し上げます。

はじめに、小学校国語でございます。2ページ目の右下、4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、A問題の平均正答率は全国より下回りますが、昨年度と比較して上昇しております。B問題の平均正答率も全国より下回り、昨年度同様に、さらなる改善が求められます。

丸の4つ目をご覧ください。

質問紙とのクロス集計では、読書に関して、1日当たり2時間以上読むと回答した児童の正答率の方が、全くしないと回答した児童の正答率よりも高くなっております。

また、新聞を読むことについては、ほぼ毎日読んでいると回答をした児童の正答率が、ほとんど、または、全く読まないと回答した児童の正答率よりも高くなっております。

裏面をご覧ください。

中学校国語でございます。4ページ目の右下、4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、A問題の平均正答率は、全国より下回り、昨年度同様にさらなる改善が求められます。B問題の平均正答率は全国と同程度であり、昨年度と比較して上昇しております。

質問紙とのクロス集計では、読書や新聞を読むことについて、正答率との相関関係があり、小学校と同様の結果となっております。

小学校算数について、2枚目の資料、6ページ右下の4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、B問題は昨年度と大きな変化はありませんが、A問題においては全国との差が小さくなっております。昨年度の結果を生かした各学校の取組が、本年度の結果につながったものと考えております。

質問紙とのクロス集計では、児童にとって教科に魅力が感じられること、分かる授業であることが大切であり、それが粘り強く課題に取り組む姿勢となって結果に現れております。今後は、学習したことが生活の中や将来において役に立つという実感を伴った授業づくりが大切であると考えております。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。

中学校数学でございます。8ページ右下の4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、全国との差についてはA、B問題とも、昨年度と大きな変

化はありません。今後は小学校と中学校や、学年のつながりを意識した授業改善が大切であると考えております。

質問紙とのクロス集計結果からは、生徒が教科を好きになる授業や分かる授業が大切であるとともに、未知の課題に出会ったときに、様々な試行錯誤をする意欲を育てることが大切であると考えます。

小学校理科について、3枚目の資料、10ページ右下の4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、平均正答率は、全国より下回っており、予想したことをもとに実験方法を考えることや、実験結果をもとにして自分の考えを発展させていくことなどに課題が見られます。

質問紙とのクロス集計からは、最後まであきらめずに問題を解こうとする意欲が、学力に結びついていることが伺えます。

裏面をご覧ください。

中学校理科でございます。12ページ右下の4の分析結果をご覧ください。

全体の傾向といたしましては、平均正答率は全国より下回っており、仮説を検証する実験計画を立てることなどに課題が見られます。

質問紙とのクロス集計からは、小学校と同様に、最後まであきらめずに問題を解こうとする意欲が、学力に結びついていることが伺えます。

おめくりいただき、13ページをご覧ください。

こちらからは、学校質問紙、児童生徒質問紙の分析結果でございます。

ここでは、昨年度から本市で取り組んでいることや課題となっていることに関する質問を、6項目に分けて取り上げております。

はじめに、1授業改善に関する分析についてでございます。

右下に分析が書かれておりますが、その2段落目をご覧ください。

授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたとする児童生徒の肯定的な回答が全国を下回っていることから、学校で行われている授業改善の取組が児童生徒の学びへとつながるように、さらに工夫を行う必要があると考えます。

また、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うとする肯定的な回答は、全国を下回っておりますが、昨年度と比較すると小中学校ともに肯定的な回答が増えてきており、より深く学習課題を考えることができるような授業改善への取組が進んでいると考えております。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。15ページでございます。

全国学力学習状況調査を活用した教育活動の改善につきましては、小学校では、よく行ったという積極的な回答が全国を上回っており、このことが、本年度の国語、算数のA問題の結果につながったととらえております。

続きまして、16ページの2学習に対する興味関心に関する分析についてでございます。

17ページ上段の分析をご覧ください。

データは掲載しておりませんが、小学校では理科、中学校では数学において、学習が好き、授業がわかるとする肯定的な回答で、概ね全国と同様の傾向が見られております。

しかし、算数、数学や理科の授業で学習したことが将来、社会に出たときに役に立つと思いますか、という問いに対しては、肯定的な回答が全国を下回っております。今後は、キャリア教育の視点を取り入れた教育活動を推進し、将来を見据えた上で、目の前の学びの大切さを実感させていきたいと考えております。

下段の3家庭学習に関する分析をご覧ください。

小中学校ともに、自分で計画を立てて勉強をしていますか、との問いに対する肯定的な回答が、全国を下回っております。興味、関心から課題を追求するような学びの姿勢を日々の授業の中から身に付け、家庭においても、自発的に学ぼうとする態度を育てることが大切であると考えております。

さらに、児童生徒が家庭で進んで学習に向かうことができるよう、生活習慣を整えることの大切さを指導していく必要があります。

18ページ中段の4自己有用感に関する分析をご覧ください。

昨年度より肯定的回答は増えたものの、児童生徒の自尊感情は低く、クロス集計からは自尊感情が低い児童生徒は、平均正答率が低い結果が出ております。自尊感情を高めていくためには、学校や家庭、地域において、大人が子どもの頑張る姿を見て、たくさんほめていくことが大切であると考えております。

恐れ入りますが、裏面19ページをご覧ください。

5将来の夢や目標に関する分析についてでございます。

児童生徒が将来に対する夢や憧れを抱きにくい実態が伺えます。学校では、児童生徒が今の自分を見つめ直したり、将来の自分を思い描いたりする活動を通して、進路や将来設計に関心、意欲をもてるようにすることが必要であると考えます。

最後になりますが、20ページの6地域や社会に関わる活動に関する分析についてでござ

ざいます。

小中学校ともに、地域とのかかわりが少ない状況が見られますが、児童生徒が将来に対する夢や憧れを抱きにくい実態がある今だからこそ、地域社会との関わりの中で、今後の生き方を考え、進路や将来設計に関心、意欲を持つきっかけをつくることが大切であると考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 報告が終わりました。何かご意見ですとか、質問があればお願いします。

岩田委員 ホームページの方にデータが全部出るとのことなのですが、その集計の中に、例えば国語ができた子はどのくらい算数ができているか、みたいな、教科にわたっての集計などはありますか。

松田教育センター所長 ホームページに公表するのは、今ご説明をしたこの資料と同じものになっております。

岩田委員 算数で数の概念も大事ですが、多分、教科の中で国語というのは、文章の意味を理解することが大事で、教科ごとの相関みたいなものが見られると、より今後の教育に生かせると思います。

野村教育長 要は、国語の点数と算数の点数の相関関係を分析しているかという質問です。

松田教育センター所長 現時点ではしておりませんが、今いただいたご意見をもとに、分析した結果を学校の方に伝えたり、研修に生かしていきたいと考えます。

以上です。

野村教育長 今、岩田委員が言われたことは、読解力が全ての基本であるということで、それは市としても分析の必要性がありますよね。ぜひその辺を着手していただけたらと思います。

永井教育長職務代理者 いわゆるクロス集計なり、分析を見ると、全くそうだなと思うところがあるのですが、特に一番最後の18ページの分析で、本市の子どもたちの自尊感情が低いと。それで自尊感情が低いと、やはり正答率が低い。それで、自尊感情を高めていくにはということで、学校や家庭、地域においてというのですが、学校では我々、いろいろな取組が始まったなという認識をしています。

家庭では、どのような投げかけをしているのか。学校にお任せしているのか、市として保護者に何か共通の対応があるのか。何かもしあったらお聞かせ願いたい。

松田教育センター所長 それはどちらかという是学校教育課の方でやっていることなので

すが、市として共通で投げかけているものは、自尊感情というところだけではなく、生活習慣にかかわること、市の子どもたちはこういう傾向があるというものをまとめたものを、学校に渡しております。それをもとに、学校によって保護者への伝え方はそれぞれ違うかもしれませんが、伝わっているかと思います。

あとは、教育センターとして、保護者を対象にしたものは、今の時点では行っておりません。

野村教育長 今、ご指摘いただいた問題は、実は一番難しいところです。

教育センター所長がお話したように、学校は今、学級通信などを使って、いろいろな形で発信はしていると認識しています。

ところが、一番読んでほしい方々には、なかなか届かないという現状もありますし、PTAの活動の中でも、家庭教育を大きな柱に挙げていただいて、地域ではいろいろな講演をやったり、そういった活動は、かなりしていただいております。一番ハードルが高いところです。

岩田委員 もしかしたら、スクールのソーシャルワーク的な支援で、家庭への働きかけといったときに、学校から、こういうところでA君がとっても困ったのですということだけではなく、でも、A君はこういういいところもあるのですと、伝えてあげる必要があるのではないのでしょうか。そうしたら、親御さんの方としても、学校から電話がかかってくるときは、必ずうちの子はしかられるときだと思っているので、何かちょっとずつ、よいところ探してみたいなものを学校もしていくことで、親御さんの方もちょっと見る目が変わってきて、何かいい投げかけを自分のお子さんにしてくれるかもしれない、と思ったりもします。

永井(廣)委員 大体、学校の平均点を出すときなどには、この学校はどのようなばらつきがあるのかなというのを教えていただくと、上の方に結構人数がいて、下の方にも結構いて、真ん中辺がないみたいな、そういう成績の出方をするときが多いのですが、相模原市のこの平均に対する分布度合いというのは、やはり上に偏ったり下に偏ったりとか、まんべんなく散らばっているとか、そういう意味でというと、どういう分布なのでしょう。

松田教育センター所長 数字として今、申し上げられないのですが、永井委員がおっしゃったように、それは市内の学校についても言えますし、1つの学校についても、できている子はできている一方で、やはり厳しい状況にある子もいるという実態はございます。

永井（廣）委員 平均辺りはあまりいいですか。

松田教育センター所長 ないわけではないのですが。

野村教育長 昨年度のもので一度見たことがあります、学校間格差が大変激しいですよ。ただ、課題が多い学校について言えるのは、正答率もとても低いところに大きい山があるのが、本市の特徴ですね。

永井（廣）委員 その学校間格差も毎年、やはり同じ学校が高い山にいたり低い山にいたりという形になっている。

野村教育長 ほぼ、変わってないですね。

一方で、まだ全体を見ると厳しい状況ですが、昨年の秋からは、教育委員会と校長会がかなり綿密な分析をし、新たな取組をし、また、基礎力の定着度を図るような取組もしました。半年の取組ですが、そういう中でも全国平均に並ぶ、超えるような学校も増えました。

ただ一方で、今おっしゃったように課題が多い学校の状況については、なかなか簡単には変わっていないということがあります。その辺は今後の課題です。

そういう意味では、本年度から補習授業ですとか、学習支援員を配置するという取組をスタートしたので、これは検証をしながら、こうした取組をさらに充実させていくことが大事だと考えています。

あとは、教育センター所長から説明がありましたように、大きな進歩として、先生方の、学力が生きる力の基本だという意識は、かなり高まりました。アンケートを見ても出ていますので、これはとても大きいなと思っています。

ほかにはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、この件については、ここまでにさせていただきます、最後に前回の定例会から1カ月間の私の活動を簡潔にお話申し上げます。

先月の17日は、幼保小連携の取組が重要だということで、教育局長と幼稚園やこども園の現在の取組を、視察してまいりました。

それから、19日には、市長、副市長とともに、町田市との首長懇談会に出ました。テーマが2020年のオリパラの実施に際しての、両市での取組ということでの議題でした。両市とも自転車競技の開催市になるということで、今後、気運の醸成ですとか市民との協働ですとか、こういった取組ができるかということで、意見交換をしてきたとこ

ろです。

それから、20日は共和小学校の創立50周年の式典に行っていました。

それから、連合運動会に参加させていただきました。今年の特徴は、パラリンピックの陸上競技の車いすレースの選手に来ていただいて、実際に子どもたちの前で、車いすのレース競技を実演していただきました。子どもたちにとって、普段なかなか見たり、感じたりすることができないパラリンピックの世界に触れて、いろんな思いが子どもたちの中に湧き上がっていることを実感しました。

それから、10月25日は、今ここに本を持ってきましたが、大和の冒険というタイトルで、これは市内に在住している石井とし子さんという方が、今昔物語をベースに現代風の小説に自分で執筆されて、絵も描かれています。この本を市内の全中学校に寄贈いただきました。ぜひ、子どもたちにも古典のすばらしさを知っていただきたいということで、来ていただきました。

それから、10月27日、29日は、さがみ風っ子展がありましたので、淵野辺公園と女子美術大学の会場へ赴いて、見てまいりました。

それから、教育委員にもご出席いただきましたが、11月3日は相模原市のいじめ防止フォーラムがありました。今年は南区の小中学校代表の児童生徒に来ていただいて、各学校の取組の発表や、意見交換をしていただきました。これをぜひ各学校へ持ち帰って、さらにいじめ防止につなげようということでもあります。

それから、スポーツ関係ですね。先月12日に、地域スポーツクラブのFCコラソンという、サッカーを中心に活動をしているスポーツクラブがあるのですが、かねてからブラジルとの交流を長年にわたって行っている団体であります。有名なサンパウロFCというサッカークラブのジュニアのお子さんたちを連れて来てくださって、表敬訪問ということで、いろいろなお話をさせていただきました。市内クラブとのサッカーの試合、また各家庭に実際に宿泊をして交流をしたりと、いろいろな活動をしていただいているということでありました。

それから、24日は飛込選手のオリンピックの坂井丞選手が、国体と日本選手権を優勝したということで、市長表敬に来られました。

それで、来年3月には、本市の総合水泳場で飛込の世界大会が開催されます。坂井選手も出るということで、市内でぜひ、飛込についての機運を醸成してもらいたいというお話がありまして、市としてもそれは取り組んでいきたいと考えています。

最後ですが、つい先日の5日ですが、なでしこリーグの表彰式が都内のホテルでありました。本市のノジマステラが第3位に入り、表彰を受けるということで、私も参加をしてまいりました。また、ベスト11に南野選手というフォワードの選手が、ステラから初めて選ばれたということでもあります。このチームについては、市のイベントですとか、小学校なども訪問いただいて、指導をしてもらったり、様々なことにかかわっていただいているチームです。

以上が、この1カ月の簡単な私の活動報告でございます。

本日の案件については、以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は12月21日、金曜日、午後2時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は、12月21日、金曜日、午後2時30分からの開催といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を終わらせていただきます。

閉 会

午後4時45分 閉会